

現行(平成30年度)				改定案(平成31年度)				改定理由
条数				条数				
第1条		(趣旨)	この要領は、岐阜県県土整備部の各機関が発注する建設工事のうち、担い手確保のため建設現場環境改善モデル工事(以下、「モデル工事」という。)を実施するための事項を定めるものとする。	第1条		(趣旨)	この要領は、岐阜県県土整備部の各機関が発注する建設工事のうち、担い手確保のため建設現場環境改善モデル工事(以下、「モデル工事」という。)を実施するために必要な事項を定めるものとする。	表記の適正化
第2条	(1)	(モデル工事) 快適トイレの標準仕様	<p>モデル工事とは、現場技術者等や作業員が快適に作業できるよう建設現場の環境改善を図るため、「男女ともに快適に使用できる仮設トイレ」(以下、「快適トイレ」という。)<u>、「快適な作業員休憩所」(以下、「快適休憩所」という。)を設置する工事である。</u></p> <p>モデル工事という快適トイレは、「1. 快適トイレに求める標準仕様」「2. 快適トイレとして活用するために備える付属品」をすべて満たすものとする。<u>現場代理人・技術者等及び現場作業員に女性が含まれる場合、男女別の「快適トイレ」設置を標準とする。</u></p> <p>快適トイレに求める標準仕様</p> <p>① 洋式便座</p> <p>② 水洗機能(簡易水洗、し尿処理装置付きを含む)</p> <p>③ 臭い逆流防止機能(フラッパー機能)</p> <p>(必要に応じて消臭剤等を活用し臭い対策をすること)</p> <p>④ 容易に開かない施錠機能(二重ロック等)</p> <p>(二重ロックの備えがなくても容易に開かないことを製造者が説明出来るもの)</p> <p>⑤ 照明設備</p> <p>⑥ 衣類掛け等のフック付、又は、荷物置場設備機能(耐荷重5kg以上)</p> <p>快適トイレとして活用するために備える付属品</p> <p>① 現場に男女がいる場合に男女別の明確な表示</p> <p>② 入口の目隠しの設置</p> <p>(男女別トイレ間も含め入口が直接見えないような配置等)</p> <p>③ サニタリーボックス(女性専用トイレに限る)</p> <p>④ 鏡付きの洗面台</p> <p>⑤ 便座除菌シート等の衛生用品</p> <p>推奨する仕様、付属品</p> <p>① 室内寸法900×900mm以上(半畳以上)</p> <p>② 擬音装置</p> <p>③ フィッティングボード</p> <p>④ フラッパー機能の多重化</p> <p>⑤ 窓など室内温度の調整が可能な設備</p> <p>⑥ 小物置場等(トイレトペーパー予備置き場)</p> <p>注) 全国における「快適トイレ」の事例集(掲載リスト)(国土交通省)参照</p>	第2条	(1)	(モデル工事) 快適トイレ	<p>モデル工事とは、現場技術者等や作業員に対する快適な作業環境の改善を図る「<u>快適トイレ</u>」、「<u>快適休憩所</u>」の設置のほか、これらの施設以外に行う作業環境の改善や、<u>周辺住民の生活環境への配慮、及び一般住民への建設事業の広報活動など(以下、「標準的な現場環境改善」という。)を実施する工事のことをいう。</u></p> <p><u>男女ともに快適に使用できる仮設トイレのことをいい、【別表-1】に示す「1. 快適トイレに求める標準仕様」「2. 快適トイレとして活用するために備える付属品」をすべて満たすものとし、現場代理人・技術者等及び現場作業員に女性が含まれる場合は、男女別の快適トイレの設置を標準とする。</u></p> <p><u>【別表-1】快適トイレの標準仕様</u></p>	<p>標準的な現場環境改善を実施の追加</p> <p>快適トイレの定義を追加</p> <p>【別表-1】を追加</p>

現行 (平成30年度)				改定案(平成31年度)				改定理由
条数				条数				
	(2)	1 2 3	<p>快適休憩所の標準仕様</p> <p>モデル工事という快適休憩所は「1. 作業員が快適に休憩できる標準仕様」「2. 快適な休憩所として活用するために備える付属品」をすべて満たすものとする。 現場代理人・技術者等及び現場作業員に女性が含まれる場合、女性に配慮するよう努めなければならない。</p> <p>作業員休憩所に求める標準仕様</p> <p>① 作業員が快適に休憩するのに必要な面積を有した建物</p> <p>② 冷暖房施設</p> <p>③ 電気の引き込み及び照明施設</p> <p>休憩するのに必要な面積：一日当たりの作業員15名に対し2.5m<sup>2</sup>を標準とする。</p> <p>快適な休憩所として活用するために備える付属品</p> <p>①湯沸かし器</p> <p>②コンセント</p> <p>③消火器</p> <p>3. 推奨する仕様、付属品</p> <p>①休憩に必要な机及び椅子</p> <p>②冷蔵庫</p> <p>③テレビ</p> <p>④鍵付ロッカー</p> <p>⑤ウォーターサーバー</p> <p>⑥長靴洗浄機</p> <p>⑦空気洗浄機</p> <p>⑧Wi-Fi環境</p> <p>⑨シャワー室</p> <p>⑩女性用化粧室</p>		(2)	<p>快適休憩所</p> <p>快適な作業員休憩所のことをいい、【別表-2】に示す「1. 作業員が快適に休憩できる快適な仕様」「2. 快適な休憩所として活用するために備える付属品」をすべて満たすものとし、現場代理人・技術者等及び現場作業員に女性が含まれる場合は、女性に配慮するよう努めなければならない。</p> <p>【別表-2】 快適休憩所の仕様</p>	<p>快適トイレの定義を追加</p> <p>【別表-2】を追加</p>	
				(3)	<p>標準的な現場環境改善</p> <p>仮設備、営繕や安全関係で現場環境を改善するほか、建設事業の住民広報など地域との連携の下で現場環境改善を行うもので、【別表-3】の各計上費目（仮設備関係、営繕関係、安全関係及び地域連携）ごとに1内容ずつ（いずれか1費目のみ2内容）の合計5つの内容を実施する。</p>	<p>標準的な現場環境改善の追加</p>		
第3条		(対象工事)	<p>岐阜県県土整備部の各機関が発注する建設工事（<u>県土整備部所管事業に限る。ただし、災害復旧事業は除く。</u>）から、発注機関の長が選定するものとする。 <u>上記以外の建設工事（県土整備部所管事業に限る。ただし、災害復旧事業は除く。）</u>において、契約後に受注者から快適トイレや快適休憩所を設置するとの申し入れがあった場合には、受発注者の協議により、モデル工事として適用することができる。</p>	第3条	(対象工事)	<p>県土整備部の各機関が発注する県土整備部所管の建設工事（<u>ただし、災害復旧工事及び維持工事等で実施が困難な工事を除く</u>）のうち、発注機関の長が必要と認めた工事をモデル工事の対象とし、原則、設計金額が5,000万円以上の工事は、発注時からモデル工事とする。</p> <p>なお、契約後に受注者から申し入れがあった場合は、受発注者の協議によりモデル工事として適用できるものとする。</p>	対象工事の変更	
				第4条	(1)	<p>(実施内容)</p> <p>モデル工事として発注する工事、及び契約後の受注者申し入れによるモデル工事については、それぞれ以下のとおり実施するものとする。</p> <p>設計金額が5,000万円以上の工事、モデル工事として発注する工事については、原則として、「快適トイレ」、「快適休憩所」及び「その他の現場環境改善」のすべてを実施する。</p> <p>但し、標準的な現場環境改善については【別表-3】に示すとおり、快適休憩所の設置により、3費目の3内容を満たすものとする。（従って、「地域連携」費目から1内容及び、いずれかの費目から1内容を選択し実施すればよい。）</p>	モデル工事の実施内容の変更	

現行 (平成30年度)				改定案(平成31年度)				改定理由
条数				条数				
					(2)	契約後の受注者申し入れによるモデル工事	「快適トイレ」、「快適休憩所」及び「その他の現場環境改善」の中から、すべてもしくは選択して、受注者申し入れにより実施する。 但し、設計金額が5,000万円以上の工事で快適休憩所を実施する場合は、標準的な現場環境改善も併せて実施することとし、その内容は上記(1)の但し書きと同様とする。 また、設計金額が5,000万円未満の工事で標準的な現場環境改善を実施する場合は、快適休憩所の実施の有無に関わらず、【別表-3】の各計上費目(仮設備関係、営繕関係、安全関係及び地域連携)ごとに1内容ずつ(いずれか1費目のみ2内容)の合計5つの内容を実施する。	モデル工事の実施内容の変更
第4条		(入札公告、指名通知及び特記仕様書への記載)	<p>モデル工事を発注する現地機関の長は、入札公告、指名通知及び特記仕様書においてモデル工事であるという旨を以下のとおり記載する。</p> <p>入札公告への記載例(一般競争入札の場合)</p> <p>1 一般競争入札に付する工事</p> <p>( ) 本工事は、担い手確保のための建設現場環境改善モデル工事です。 詳細は「岐阜県県土整備部発注の建設現場環境改善モデル工事実施要領」を参照してください。</p> <p>指名通知への記載例(指名競争入札の場合)</p> <p>1 5 その他</p> <p>( ) 本工事は、担い手確保のための建設現場環境改善モデル工事です。 詳細は「岐阜県県土整備部発注の建設現場環境改善モデル工事実施要領」を参照してください。</p> <p>特記仕様書への記載例</p> <p>第〇条 建設現場環境改善モデル工事の実施</p> <p>( ) 本工事は、担い手確保のための建設現場環境改善モデル工事です。 詳細は「岐阜県県土整備部発注の建設現場環境改善モデル工事実施要領」を参照してください。</p>	第5条		(入札公告、指名通知及び特記仕様書への記載)	<p>モデル工事を発注する現地機関の長は、入札公告、指名通知及び特記仕様書においてモデル工事であるという旨を以下のとおり記載する。</p> <p>入札公告への記載例(一般競争入札の場合)</p> <p>1 一般競争入札に付する工事</p> <p>( ) 本工事は、担い手確保のための建設現場環境改善モデル工事です。 詳細は「岐阜県県土整備部発注の建設現場環境改善モデル工事実施要領」を参照してください。</p> <p>指名通知への記載例(指名競争入札の場合)</p> <p>1 5 その他</p> <p>( ) 本工事は、担い手確保のための建設現場環境改善モデル工事です。 詳細は「岐阜県県土整備部発注の建設現場環境改善モデル工事実施要領」を参照してください。</p> <p>特記仕様書への記載例</p> <p>第〇条 建設現場環境改善モデル工事の実施</p> <p>( ) 本工事は、担い手確保のための建設現場環境改善モデル工事です。 詳細は「岐阜県県土整備部発注の建設現場環境改善モデル工事実施要領」を参照してください。</p>	改定なし
第5条		(提出書類)	<p>受注者は、モデル工事に必要な施設や設備の設置について、監督員と協議し、その内容を「現場環境改善実施計画書」(以下、「計画書」という。)に記載のうえ提出するものとする。</p> <p>「快適トイレ」「快適休憩所」の設置が困難な場合は計画書にその旨を記載し監督員と協議するものとする。</p> <p>受注者は、モデル工事のために必要な施設や設備に要した費用について、それを証明できる書類の写し(取引伝票や見積書等)を監督員に提出するものとする。</p>	第6条		(提出書類)	<p>受注者は、モデル工事を実施するにあたり、下記のとおり発注者に提出しなければならない。</p> <p>受注者は、工事着手前に監督員と協議し、その内容を「現場環境改善に関する実施計画書」【様式1】を作成のうえ、工事着工前までに提出するものとする。 なお、現場環境改善の実施が困難な場合は、計画書にその旨を記載し監督員と協議するものとする。</p> <p>受注者は、工事完了までに「現場環境改善に関する実施報告書」【様式2】を監督員に提出するものとする。</p> <p>受注者は、モデル工事のために必要な施設や設備に要した費用について、それを証明できる書類(取引伝票や見積書等)を保管するとともに、監督員から請求があった場合、ただちに提示するものとする。</p>	提出書類の様式の変更

現行 (平成30年度)				改定案(平成31年度)				改定理由
条数				条数				
第6条		2	(経費の計上) 発注者は、モデル工事に係る経費を現場環境改善費に積み上げ計上するものとする。 受発注者は、計画書に基づき、経費について協議するものとする。	第7条	(1) (2)	(経費の計上) 発注時からモデル工事とするもの 契約後の受注者申し入れによるモデル工事 ① 快適トイレを実施する場合 ② 快適休憩所と標準的な現場環境改善を併せて実施する場合	発注時からモデル工事とするもの、及び契約後の受注者申し入れによりモデル工事とするものについては、それぞれ以下のとおり経費を計上するものとする。 設計金額が5,000万円以上の工事で、モデル工事として発注する工事については、当初設計において、現場環境改善費に「快適トイレ」を積み上げ計上すると共に、現場環境改善費率により「快適休憩所」及び「その他の現場環境改善」に係る経費を計上するものとする。 設計変更において、現場環境改善費に快適トイレを積み上げ計上する。 設計金額が5,000万円以上の工事については、設計変更において、現場環境改善費率により快適休憩所及び標準的な現場環境改善に係る経費を計上する。 設計金額が5,000万円未満の工事については、設計変更において、快適休憩所を積み上げ計上すると共に現場環境改善費率を計上する。	経費の計上方法の変更
					③	標準的な現場環境改善を実施する場合	受注者申し入れにより「その他の現場環境改善」を実施する場合は、設計変更において、現場環境改善費率により経費を計上するものとする。	経費の計上方法の変更
				第8条		(工事評点の取り扱い)	モデル工事として計画し実施計画書に記載した環境改善の項目については、工事成績評定の考査項目における「創意工夫」及び「社会性等」の対象としない。	工事成績評定の取り扱いを追加
				第9条		(熱中症対策)	現場における熱中症の予防を推進するため、最高気温が30度以上となる真夏日を工期に含む工事において標準的な現場環境改善を実施する場合は、1つ以上の熱中症予防に関連する内容を実施するものとする。 なお、熱中症予防に関する内容としては、営繕関係費目の「5.健康関連設備及び厚生施設の充実等」、安全関係費目の「3.避暑(熱中症予防)・防寒対策」が該当するものとする。	熱中症対策
第7条			(その他) 受注者は発注者がモデル工事に対するアンケートを行う場合は、回答すること。 この要領に定めのない事項については、発注者及び受注者の協議により定めることができる。 附 則 この要領は、平成29年4月1日から施行する。 この要領は、平成30年2月26日から施行する。	第10条		(その他) 受注者は、発注者がモデル工事に対するアンケートを行う場合は、回答をすること。 また、この要領に定めのない事項については、発注者及び受注者の協議により定めることができる。 附 則 この要領は、平成29年4月1日から施行する。 この要領は、平成30年2月26日から施行する。 この要領は、平成31年4月1日から施工する。	改定なし 施工日の追加	